

介護ロボットを導入する事業者を 募集します



— 平成30年度 大和市「介護ロボット導入支援事業」(補助金)のご案内 —

市が90%を補助!

1. はじめに

高齢化の進展に伴い、介護を必要とする人が年々増加しています。一方で、介護サービスを提供するための人員不足が問題となっています。この問題を解決するために、介護職員の身体的な負担の軽減や多忙な業務の効率化を図るために介護ロボットを導入することは有用であると考えられます。しかしながら、事業者のみなさんにとって、介護ロボットはまだ高額であるほか、導入効果も明確ではない部分があり、本格的な導入に踏み切れないのではないのでしょうか。

大和市は、現在、さまざまなロボット施策の推進に取り組んでいますが、先駆的な取り組みとして、介護ロボットを導入して介護職員の職場環境を改善する事業者に対し、費用の一部(最大で90%)を補助します。

2. 対象者

- ・施設または事業所が市内に所在する介護サービス事業者が対象です(居宅介護支援、介護予防支援、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売は除きます)。
 - ・事業者が市税等を滞納している場合、補助金は交付されません。
- ※申請時に、市税等の納付状況を調査することに同意していただきます。

3. 対象となる機器

次のアからウの全ての要件を満たす介護ロボットが対象です。

ア 目的要件

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

イ 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

(ア) ロボット技術(※)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット。

※①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット。

今年度、拡大しました。

(イ) 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成30年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」）において採択された介護ロボット。

ウ 市場的要件

販売価格等が公表されており、一般に導入又はレンタル・リースできる状態にあること。

4. 補助金の額等

- 1機器につき、導入経費の90%（補助限度額200万円）を補助します。ただし、1事業者につき補助限度額は300万円です。
- 施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とし、在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とします（1未満の端数は切り上げ）。なお、利用定員数のないサービスについては、1日の利用限度人数を利用定員数とみなします。
- 平成28年度、29年度に補助を受けている場合、上記の補助限度額及び限度台数は平成28年度、29年度の金額及び台数を含みます。
- 補助対象経費は、介護ロボットの導入、レンタル・リースに要する経費ですが、消費税及び地方消費税については、補助対象から除きます。
- レンタル・リースの場合の補助対象経費は、初期費用と初年度のレンタル・リース料の総額が対象です。
- 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。

<計算例>

市の補助金 導入金額200万円×補助率90%=180万円

事業者の負担 導入金額200万円－市補助金180万円=20万円

さらに、神奈川県「介護ロボット導入支援事業」補助金も活用した場合

県の補助金 20万円×補助率50%=10万円

事業者負担 導入金額200万円－（市補助金180万円＋県補助金10万円）
=10万円

200万円の機器でも20万円で導入可能

介護ロボットの展示会及び補助事業説明会を開催します。

【日時】平成30年6月25日(月)

午後1時30分～午後5時（市・県共催）

県補助制度の説明、補助対象ロボットのデモンストレーション、講演

午後5時05分～午後5時25分（市主催）

市補助制度の説明

【場所】大和市生涯学習センター6階講習室(文化創造拠点刈り込)大和市大和南 1-8-1

※介護ロボットのデモンストレーションが実施されますので、導入を検討している事業者の方は積極的にご出席ください。

5. 申込方法

- 補助金の交付を受けようとする場合は、次の書類を**7月25日（水）午後5時**までに介護保険課に提出してください（郵送の場合は必着）。
 - ① 市補助金事前申込書
 - ② 導入する介護ロボットのカタログ等
 - ③ 見積書の写し
- 補助金交付申請予定額の総額が予算の範囲を超過した場合は抽選を行います。
- 申込者（代理人でも可）は、次の抽選会に必ず参加してください。

抽選会 日時：**8月1日（水）午後2時～**
場所：大和市地域医療センター2階講習室（大和市鶴間一丁目28-5）
- 抽選により当選した場合は、次の書類を**8月31日（金）午後5時**までに介護保険課に提出してください（郵送の場合は必着）。
 - ① 市補助金交付申請書
 - ② 市補助事業計画書
 - ③ 市補助事業収支予算書
 - ④ 介護サービスを提供する事業所又は施設の利用定員数が分かる書類
 - ⑤ 寄附金その他収入の額が分かる書類（寄附金その他収入がある場合に限る）
 - ⑥ 介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画
- 補助金交付申請予定額の総額が予算の範囲を超過しなかった場合は、9月以降に改めて募集します。（市ホームページ等でお知らせします。）
- この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助（神奈川県「介護ロボット導入支援事業」補助金を除く）を受けることはできません。

6. 実績報告及び補助金の請求等

- 補助事業が完了したときは、当該年度の2月末日までに次の書類を介護保険課に提出してください（郵送の場合は必着）。
 - ① 補助事業実績報告書
 - ② 補助事業収支決算書
 - ③ 契約書等の写し
 - ④ 領収書の写し
 - ⑤ 導入した介護ロボットの写真
- 補助事業実績報告書の内容を確認後、市から補助金交付額を確定し通知します。通知書が届いたら、市に請求書を提出することで補助金が振り込まれます。
- また、導入した介護ロボットを30日間以上使用し、導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録した書類を、2月末日までに報告していただきます（郵送の場合は必着）。

7. その他の注意事項等

- 介護ロボットを導入するために締結する契約については、原則として一般競争入札によるものとします。
- 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）または中止する場合には、事前に市長の承認を受ける必要があります。なお、事業費が増加する場合でも、既に交付決定した補助金額を増額することはできません。
- 事業が予定期間内に完了しない場合や事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、指示を受けてください。
- 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ってください。
- 30万円以上の介護ロボットについては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄することはできません。
- 承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合には、収入の全部又は一部を市に納付させることがあります。
- 事業に係る帳簿等を備え、事業完了年度の終了後5年間保管していただきます。
- 事業完了の前後にかかわらず、市から協力を求められた場合は、介護ロボットの導入に関する調査等に協力していただきます。
- その他、詳細については「大和市介護ロボット導入事業費補助金交付要綱」をご覧ください。

8. 書類の提出、お問合せ等

- 書類の提出、お問い合わせ等は次へお願いします。

〒242-8601

神奈川県大和市下鶴間一丁目1-1

大和市健康福祉部介護保険課事業者指導担当（市役所本庁舎1階）

受付時間：平日午前8時30分～午後5時

TEL：046(260)5170 / FAX：046(260)5158

mail：ke_kaigo@city.yamato.l(エル)g.jp